

西宮市立の学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市立の学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年12月13日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市立の学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

西宮市立の学校の管理運営に関する規則（平成19年西宮市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 2 教育委員会は、法に定めがあるもののほか、特に必要と認めるときは、学校の全部又は一部について臨時休業を行うことができる。

付 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

大型台風の接近等により公共交通機関の計画運休が予定されるなど、翌日に警報が発表される可能性が高い場合に、教育委員会による学校園の臨時休業を行うため。

西宮市立の学校の管理運営に関する規則

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、西宮市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の管理運営の基本的事項について定めるものとする。</p> <p>(通学区域)</p> <p>第2条 学校の通学区域は、別に定めるところによる。</p> <p>第2章 幼稚園</p> <p>(教頭)</p> <p>第3条 幼稚園には、教頭を置くことができる。</p> <p>(幼稚園への準用)</p> <p>第4条 次章（第10条から第14条まで、第16条の2及び第26条を除く。）の規定は、幼稚園について準用する。この場合において、各条に「小学校」とあるのは「幼稚園」と、「校長」とあるのは「園長」と、「校務」とあるのは「園務」と、「児童」とあるのは「幼児」と、第7条第1項第4号中「3月26日から4月6日まで」とあるのは「3月24日から4月9日まで」と、同項第6号中「12月26日から1月7日まで」とあるのは「12月25日から1月7日まで」と読み替える。</p> <p>(入園等)</p> <p>第5条 幼稚園の入園等について必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>第3章 小学校</p> <p>第1節 学期及び休業日等</p> <p>(学期)</p> <p>第6条 小学校の学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>(1) 第1学期 4月1日から8月31日まで</p> <p>(2) 第2学期 9月1日から12月31日まで</p> <p>(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで</p> | <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、西宮市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の管理運営の基本的事項について定めるものとする。</p> <p>(通学区域)</p> <p>第2条 学校の通学区域は、別に定めるところによる。</p> <p>第2章 幼稚園</p> <p>(教頭)</p> <p>第3条 幼稚園には、教頭を置くことができる。</p> <p>(幼稚園への準用)</p> <p>第4条 次章（第10条から第14条まで、第16条の2及び第26条を除く。）の規定は、幼稚園について準用する。この場合において、各条に「小学校」とあるのは「幼稚園」と、「校長」とあるのは「園長」と、「校務」とあるのは「園務」と、「児童」とあるのは「幼児」と、第7条第1項第4号中「3月26日から4月6日まで」とあるのは「3月24日から4月9日まで」と、同項第6号中「12月26日から1月7日まで」とあるのは「12月25日から1月7日まで」と読み替える。</p> <p>(入園等)</p> <p>第5条 幼稚園の入園等について必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>第3章 小学校</p> <p>第1節 学期及び休業日等</p> <p>(学期)</p> <p>第6条 小学校の学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>(1) 第1学期 4月1日から8月31日まで</p> <p>(2) 第2学期 9月1日から12月31日まで</p> <p>(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで</p> |

(休業日)

第7条 小学校の授業を行なわない日(以下「休業日」という。)は、教育委員会が別に指示する日のほか、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学校創立記念日
- (4) 春季休業日 3月26日から4月6日まで
- (5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (6) 冬季休業日 12月26日から1月7日まで

2 校長は、教育上の必要のため、前項第3号から第6号までの規定によりがたいときは、あらかじめ教育委員会にその指定する日までに届け出ることにより、それぞれの休業日を通算した日数(前項第1号及び第2号に該当する日を除く。)を超えない範囲内において、休業日を授業日とし、又はその期日若しくは期間を変更することができる。

3 校長は、教育上必要があるときは、教育委員会の承認を得て、休業日に授業を行ない、又は授業日を休業日とすることができる。ただし、体育的行事、文化的行事、保護者参観等の学校行事を行なう場合は、あらかじめ教育委員会に届け出ることにより、授業日と休業日を振り替えることができる。

(臨時休業)

第8条 非常変災、その他急迫の事情のため、臨時に授業を行なわなかったときは、校長は、直ちに次に掲げる事項を教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 授業を行なわなかった期日又は期間
- (2) 非常変災その他急迫の事情の概要
- (3) その他報告の必要があると認められる事項。

2 教育委員会は、法に定めがあるもののほか、特に必要と認めるときは、学校の全部又は一部について臨時休業を行うことができる。

(中略)

(休業日)

第7条 小学校の授業を行なわない日(以下「休業日」という。)は、教育委員会が別に指示する日のほか、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学校創立記念日
- (4) 春季休業日 3月26日から4月6日まで
- (5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (6) 冬季休業日 12月26日から1月7日まで

2 校長は、教育上の必要のため、前項第3号から第6号までの規定によりがたいときは、あらかじめ教育委員会にその指定する日までに届け出ることにより、それぞれの休業日を通算した日数(前項第1号及び第2号に該当する日を除く。)を超えない範囲内において、休業日を授業日とし、又はその期日若しくは期間を変更することができる。

3 校長は、教育上必要があるときは、教育委員会の承認を得て、休業日に授業を行ない、又は授業日を休業日とすることができる。ただし、体育的行事、文化的行事、保護者参観等の学校行事を行なう場合は、あらかじめ教育委員会に届け出ることにより、授業日と休業日を振り替えることができる。

(臨時休業)

第8条 非常変災、その他急迫の事情のため、臨時に授業を行なわなかったときは、校長は、直ちに次に掲げる事項を教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 授業を行なわなかった期日又は期間
- (2) 非常変災その他急迫の事情の概要
- (3) その他報告の必要があると認められる事項。

新設

(中略)

第8章 補則

(補則)

第47条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成21年度においては、第6条第1号の適用については同号中「8月31日」とあるのは「8月30日」とし、同条第2号の適用については同号中「9月1日」とあるのは「8月31日」とし、第7条第1項第5号の適用については同号中「8月31日」とあるのは「8月30日」とする。

付 則 (平成20年5月14日西教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年3月26日西教委規則第19号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年5月29日西教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成23年1月19日西教委規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月27日西教委規則第1号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第16条の次に1条を加える改正規定(第16条の2第1号に関する部分に限る。)については、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年3月14日西教委規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月27日西教委規則第14号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月11日西教委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年3月16日西教委規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第8章 補則

(補則)

第47条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成21年度においては、第6条第1号の適用については同号中「8月31日」とあるのは「8月30日」とし、同条第2号の適用については同号中「9月1日」とあるのは「8月31日」とし、第7条第1項第5号の適用については同号中「8月31日」とあるのは「8月30日」とする。

付 則 (平成20年5月14日西教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年3月26日西教委規則第19号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年5月29日西教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成23年1月19日西教委規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月27日西教委規則第1号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第16条の次に1条を加える改正規定(第16条の2第1号に関する部分に限る。)については、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年3月14日西教委規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月27日西教委規則第14号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月11日西教委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年3月16日西教委規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日西教委規則第7号西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則3条による改正付則抄）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月11日西教委規則第12号義務教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則4条による改正付則）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月31日西教委規則第11号教育職員の旅費に関する条例施行規則及び西宮市立の学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則2条による改正付則）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日西教委規則第7号西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則3条による改正付則抄）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月11日西教委規則第12号義務教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則4条による改正付則）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月31日西教委規則第11号教育職員の旅費に関する条例施行規則及び西宮市立の学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則2条による改正付則）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

翌日の警報発表を想定した市内全学校園の臨時休業

【1】令和3年5月17日発出教育次長通知「警報発表時等の措置について（通知）」

- 1 翌日に西宮市に警報の発表が明らかに予測される場合
 - (1) 教育委員会において全学校園の終日臨時休業を決定し、各学校園に通知する。連絡を受けた学校園は、保護者へ文書・メール等で周知を行う。
 - (2) 当日の警報発令状況と関係なく終日臨時休業とし、給食は学校給食課が中止措置を行うため、給食中止の連絡は必要ない。但し、給食費は全額徴収する。（備蓄食献立の場合は徴収しない。）

⇒ 教育委員会の判断により全学校園の臨時休業を決定できる。

【2】学校教育法施行規則

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

⇒ 本来的には校長（園長）が臨時休業を判断する。

【3】令和3年5月17日発出教育次長通知「警報発表時等の措置について（通知）」

「警報発表時等の措置について（通知）」

- 2 午前7時現在、西宮市に警報が発表されている場合
 - (1) 「暴風（暴風雪）警報」・「大雨警報」の両方かいずれか一方が発表されている場合
登園・登校待機とし、給食は学校給食課が中止措置を行うため、給食中止の連絡は必要ない。但し、給食費は全額徴収する。（備蓄食献立の場合は徴収しない。）
その後、警報解除で登校した場合でも給食は実施しない。
- 4 午前9時までに警報が解除されていない場合
 - (1) 「暴風（暴風雪）警報」・「大雨警報」の場合は、そのまま臨時休業とする。

⇒ 実務上は、午前7時現在及び9時現在の警報発表状況による休校の決定が多い

●臨時休業を判断する実施主体が問題となる。

文部科学省は、日頃から学校園長（校長会）と教育委員会の緊密な連携・協力があり、臨時休業決定のプロセスに対する共通理解の形成ができているのであれば、「子どもの命を守る」という目的の下、教育委員会が判断基準を示すことがありうることを示唆している。上記【3】

は、本来的な判断の実施主体は校長（園長）であるが、教育委員会及び学校園長の間での協力関係の下、判断基準を共有しているものと考えらるべきである。

上記【1】は、平成30年9月の台風21号接近時における教育委員会による全学校園の臨時休業を決定した事務連絡（学校教育部長から「校園長のまど」へのメール送信）を受けて追記したものであるが、今後も発生する可能性を踏まえて、上記【3】と同様に、教育委員会及び学校園長の間での協力関係の下、教育委員会における意思決定のプロセスと学校園への周知方法を明確にするなどの制度化が必要である。

現在教育委員会で検討している案としては、学校教育部、学校支援部、教育総括室等で構成された意思決定機関（〇〇会議）を設置し、公共交通機関の計画運休が予定されるなど翌日に警報が発表される可能性が高い場合は、同会議において全学校園の臨時休業に関する判断を行う。

なお、「西宮市立の学校の管理運営に関する規則」第8条の改正及び、「〇〇会議設置要綱」の策定を検討している。

「西宮市立の学校の管理運営に関する規則」

（臨時休業）

第8条 非常変災、その他急迫の事情のため、臨時に授業を行なわなかったときは、校長は、直ちに次に掲げる事項を教育委員会に報告しなければならない。

- （1） 授業を行なわなかった期日又は期間
- （2） 非常変災その他急迫の事情の概要
- （3） その他報告の必要があると認められる事項

西宮市教育委員会警報発表時等措置検討会議設置要綱

（設置）

第1条 台風の接近等により西宮市に警報等（気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）第四条に規定する気象警報、高潮警報、波浪警報及び洪水警報並びに気象等の特別警報（気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）第五条に規定する気象特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報をいう。以下同じ。））が発表されることが予想される場合に、西宮市立の学校の管理運営に関する規則第8条第2項の規定に基づく臨時休業の必要性を検討するため、西宮市教育委員会警報発表時等措置検討会議（以下「措置検討会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 措置検討会議は、別表に掲げる職員をもって組織する。

- 2 議長は教育長を、副議長は西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則（昭和51年西宮市教育委員会規則第24号。）第2条第1項第2号に定める教育次長をもって充てる。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

（招集）

第3条 措置検討会議は、議長が必要に応じてその都度招集する。

（学校園への通知）

第4条 措置検討会議は、警報等の発表が明らかに予想される場合において、当該予想される日に市立学校園について臨時休業の必要性があると判断したときは、当該予想される日の前日13時までに市立学校園にその旨を通知する。

（事務局）

第5条 措置検討会議の事務局は、学校支援部学事課に置く。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、措置検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年1月1日から実施する。

別表（第2条関係）

| |
|----------|
| 教育長 |
| 教育次長 |
| 教育総括室長 |
| 学校支援部長 |
| 学校教育部長 |
| 教育総務課長 |
| 学事課長 |
| 学校教育課長 |
| 学校保健安全課長 |